

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/11/19号 (No. 330)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】

今般、ジェトロ北京事務所と中華商標協会の共催による「第1回日中商標制度シンポジウム」を開催いたします。

本シンポジウムは、新規の事業であり、記念すべき初回のシンポジウムにおいては、日中両国の商標審査官及び中国の裁判官を講師に迎え、日中の商標審査審判の状況、悪意の商標出願及び非伝統商標の審査制度・運用等に関する講演を実施いただく予定です。これらのテーマは、日中知財関係者による商標制度の理解を深め、商標権の取得・保護をより一層充実させるために有益であると考えております。

本シンポジウムへの参加を希望される場合には、下記「9. 申込方法」をご覧の上、お申し込みください。

—開催概要—

1. 日 時： 2019年11月27日（水）13：30～17：30（受付13：00～）
 2. 場 所： 長富宮飯店1階 芙蓉の間（住所：北京市建国門外大街26号）
 3. 主 催： 日本貿易振興機構北京事務所、中華商標協会
 4. 講演概要（予定）：
 - (1) 中国の商標出願審査審判動向及び非伝統商標の審査実務について
講師：国家知識産権局商標局
 - (2) 日本の商標出願審査審判動向及び非伝統商標の審査実務について
講師：日本国特許庁審査業務部商標課 商標審査企画官 根岸克弘
 - (3) 改正法実施後の悪意の商標出願の審査審判方針について
講師：国家知識産権局商標局
 - (4) 日本の防護標章制度の概要と審査運用について
講師：日本国特許庁審査業務部商標課 商標審査企画官 根岸克弘
 - (5) 改正法実施後の悪意の商標出願に関する司法裁判の方針について
講師：北京市知識産権法院裁判官 周麗婷
 5. 定 員： 日本側参加者定員 40名
 6. 応募条件： 日系企業
- ※中国の弁護士・弁理士事務所の参加希望者は、中華商標協会経由でご応募いただきますようお願いいたします。
7. 参加費： 無料
 8. 言語： 日中同時通訳
 9. 申込方法： 2019年11月25日（月）17：00までに、次のURLにアクセスいただき、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/tm2019>

※申込人数が人数枠（40名）を超えた場合には、お申込みをお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※1社3名までご参加いただけますが（その場合でも、お1人ずつ上記 URL からお申しください）、申し込み多数の場合は調整させていただく場合がございます。

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「専利審査指南」の一部改正で意見募集(国家知識産権網 2019年11月12日)

○ 中央政府の動き

1. 第13回中国EU特許庁長官会合が江蘇・蘇州市で開催(国家知識産権網 2019年11月13日)

2. 国務院が外資の投資促進に関する意見を発表、知財権保護を強調(中国知識産権資訊網 2019年11月8日)

3. 全国ネット取引監視プラットフォームが正式に運用開始(中国打撃侵權工作網 2019年11月6日)

○ 地方政府の動き

1. 北京、区域知的財産権行動計画を発表(中国知識産権資訊網 2019年11月8日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 公安部とEUIPO、知的財産権刑事法執行研修クラスを共催(中国打撃侵權工作網 2019年11月7日)

○ 統計関連

1. 広西、人口1万人当たり特許保有件数が4.65件に(中国打撃侵權工作網 2019年11月8日)

○ その他知財関連

1. ビジネス環境改善と知的財産権法整備に関するシンポジウム、北京で開催(国家知識産権網 2019年11月6日)

2. 「一帯一路」知的財産権意識向上シンポジウムが珠海で開催(国家知識産権網 2019年11月6日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「専利審査指南」の一部改正で意見募集★★★

国家知識産権局がこのほど、公式サイトで「専利審査指南第二部分第9章改正案」の意見募集稿を公表した。12月11日までに一般向け意見募集を行うこととしている。

(<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143646.htm>)

同意見募集稿は、人工知能やブロックチェーン、ビジネスモデルなどの新しい分野の特許審査に対する、イノベーション関係者の要望などに対応するため、国家知識産権局が作成した。意見募集稿に関する意見やアドバイスは以下の方法で国家知識産権局に提出することができる。

▽電子メール：tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽FAX：010-62083681

▽書簡：北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局条法司・審査政策処 郵便番号：100088

(出典：国家知識産権網 2019年11月12日)

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1143646.htm>

○ 中央政府の動き

★★★1. 第13回中国EU特許庁長官会合が江蘇・蘇州市で開催★★★

11月12日、中国国家知識産権局（CNIPA）と欧州特許庁（EPO）が江蘇省蘇州市で第13回長官会合を開催した。CNIPAからは申長雨局長、EPOからはアントニオ・カンピノス（António Campinos）長官が出席した。

申局長は中国の知的財産権に関するマクロ経済政策、戦略的計画、法制度などの分野における最新の動きと両庁間協力事業の進捗状況を説明した。カンピノス長官は最新戦略計画の策定、審査期間短縮などに関するEPOの取り組みを説明した。両長官は実務レベルでの協力事業を一層深めたいと表明した。

会談において、双方は第13回長官会合議事録、CNIPAとEPOによるデータ交換覚書補足協定、2020年度協力活動計画に署名した。両長官はまた、特許データ交換、5庁協力枠組み下の2者協力、2020年度長官会合などの議題について意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2019年11月13日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1143661.htm>

★★★2. 国務院が外資の投資促進に関する意見を発表、知財権保護を強調★★★

中国国務院がこのほど、「外資の利用を一層進める取り組みに関する意見」を發布した。「意見」は外資利用活動で直面している新たな情勢、課題などを踏まえて、公開、透明、予期可能な投資環境の構築に努めるよう求め、4つの側面における20の施策を打ち出した。

この中で、知的財産権保護活動の体制整備について、迅速な協同保護体制と信用喪失に対する共同懲罰体制を確立、整備し、紛争の仲裁・調停活動を引き続き推進し、多元化された紛争対応体制を構築することを強調した。また、登録商標取り消し手続きの改善、地理的表示保護制度と電子商取引の知的財産権保護体制の整備などに関する内容が盛り込まれている。活動の担当部署について、「意見」は商務部、市場監督管理総局、知識産権局、各省人民政府がそれぞれの職責に基づいて分担すると規定している。

(出典：中国知識産権资讯网 2019年11月8日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=119374

★★★3. 全国ネット取引監視プラットフォームが正式に運用開始★★★

11月5日、「全国ネット取引監視プラットフォーム」が浙江省で正式に運用開始された。ビッグデータと人工知能などの先端技術をインターネットの監視管理に応用させる新たな試みとして、国家市場監督管理総局の委託を受けて浙江省市場监督管理局が開発した。

このプラットフォームは、ネットワーク取引監視システム、モバイル・ソーシャルモニタリングシステム、電子証拠管理システム、ビッグデータ共有交換プラットフォーム、eコマース主体信用システム、ネットワーク取引監視管理協同プラットフォームといった6つの業務システム、及び応用支援システム、メンテナンス管理システム、セキュリティ・システムといった3つの補助システムを含む。

浙江省市場监督管理局の馮水華局長は、「ビッグデータ、人工知能、クラウドコンピューティング、ブロックチェーンなどの最新技術を市場監視管理の最前線領域に応用することは、監視管理能力とリスク防止制御能力の向上、ネットワーク管理システムの整備推進、ネットワークをめぐるビジネス環境の最適化に大きな意義がある」と語った。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019年11月6日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201911/20191100231858.shtml>

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京、区域知的財産権行動計画を発表★★★

11月6日、北京市知識産権局と北京未来科学城管理委員会が共同で、未来科学城知的財産権サービスセンターの除幕式を催し、「未来科学城知的財産権行動計画（2020～2022年）」を発表した。行動計画は未来科学城の今後3年の知的財産権活動について策定したもので、知的財産権創造の推進、知的財産権運用の強化、知的財産権保護の強化、知的財産権管理水準の向上、知的財産権国際化プロセスの加速といった5つの側面の18の具体的な施策を明確にした。

未来科学城は北京市が「全国科学技術イノベーション中心」構想を実現するための主要プラットフォームである。行動計画によると、2022年、未来科学城の有効特許保有件数は1万件を超え、年間PCT特許出願件数は500件に達する。北京市知識産権局と北京未来科学城管理委員会はサービスセンターを共同で設立し、行動計画の重点任務を推進することとしている。

（出典：中国知識産権资讯网 2019年11月8日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=119384

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 公安部とEUIPO、知的財産権刑事法執行研修クラスを共催★★★

中国国家公安部の食品薬品犯罪偵査局、国際合作局と欧州連合知的財産庁（EUIPO）が10月28日から31日にかけて、全国の公安機関の関係者が参加する刑事法執行研修クラスを吉林省で共催した。

研修クラスは中国とEUによる2019年度知的財産権協力プログラムの主要事業の一つである。中央宣伝部、最高人民検察院、国家知識産権局を含む国の関係部門と地方の公安機関からの専門家、中堅職員、EUIPOの司法専門家、一部企業の代表が講義を行った。21省・自治区・直轄市の公安機関からの警察官100名以上が受講した。▽各国での知的財産権侵害犯罪の動き▽知的財産権関連犯罪の捜査技術の活用▽知的財産権侵害、模倣品関連の越境犯罪に関する法執行の策略▽EUの知的財産権保護の活動体制▽地域間の協力経験ーなどのテーマについて、参会者らは交流を行い、理解を深めた。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019年11月7日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201911/20191100232007.shtml>

○ 統計関連

★★★1. 広西、人口1万人当たり特許保有件数が4.65件に★★★

今年1～9月、広西チワン族自治区の有効特許が2万2712件に達し、人口1万人当たり特許保有件数が前年同期比8.58%増の4.65件に達した。11月5日、第9回広西発明創造成果展覧交易会の主催者が開いたブリーフィングでわかった。

1～9月、広西の商標出願件数は6万4466件、商標登録件数は5万5522件であった。有効登録商標は22万3614件、昨年末に比べて29.72%増加した。1～9月の地理的表示商標の新規登録件数が10件で、総登録件数が59件に達した。地理的表示保護製品は新規登録件数が1件で、総登録件数が92件に達し、地理的表示製品の生産高が593億元となっている。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019年11月8日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/mtbd/xwdt/201911/20191100232091.shtml>

○ その他知財関連

★★★1. ビジネス環境改善と知的財産権法整備に関するシンポジウム、北京で開催★★★

11月2～3日、中国社会科学院知的財産権センターと中国知的財産権研修センターが主催する「ビジネス環境改善と知的財産権法整備」シンポジウムが北京で開催された。国家知識産権局（CNIPA）の廖

涛副局長が開幕式に出席し、挨拶をした。全国政協・文化文史学習委員会の閻曉宏副主任、中南財經政法大学の呉漢東教授らが開幕式で基調演説を行った。

廖副局長は、中国の知的財産権保護とビジネス環境整備で獲得した実績を総括した上、知的財産権の現代的なガバナンスシステムの構築は中国の知的財産権制度を改革、整備する際の重要な課題であると強調した。

シンポジウムにおいては、国内の行政・司法機関、学术界、実務分野からの有識者 90 数名が一堂に会し、未来に向けた知的財産権の発展の道などについて議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2019 年 11 月 6 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1143484.htm>

★★★2. 「一带一路」知的財産権意識向上シンポジウムが珠海で開催★★★

11 月 5～6 日、中国国家知識産権局 (CNIPA) と世界知的所有権機関 (WIPO) が共催する「一带一路」知的財産権意識向上シンポジウムが広東省・珠海市で開催された。甘紹寧 CNIPA 副局長が開幕式に出席し、演説した。

甘副局長は、中国政府が知的財産権意識の向上と知的財産権の保護を高く重視し、知的財産権を尊重する環境の構築と知的財産権の普及啓発に向け、様々な施策を講じて取り組んでいると説明した後、「一带一路」沿線国とともに、交流と協力の強化を通じて各国での知的財産権体制の整備を推し進めていきたいと表明した。

カンボジアやセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナなどの「一带一路」沿線国の知的財産権管理当局の責任者が会議に出席した。各国の知的財産権管理当局と CNIPA、WIPO、一部の企業、マスコミ、大学からの代表約 140 名がシンポジウムで、それぞれの普及啓発活動などについて交流を行った。

(出典：国家知識産権網 2019 年 11 月 6 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1143486.htm>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved